

集会事業申込規約

日本機械学会主催集会事業申込規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人日本機械学会（以下「本会」という）が主催し、参加募集を行う本会主催集会事業（以下「事業」という）に参加する際の重要事項を記載しています。本会事業に参加されるにあたっては、本規約をよくお読み頂き、内容ご承諾の上、お申し込み下さい。

1. 参加契約

事業参加希望者が、本会ホームページ等本会が適当と認める方法に従い申込を行い、本会が受理した時点で、申込記載内容での参加契約が成立するものとします。

2. 参加費

参加契約成立後、事業参加希望者は定められた期日までに本会へ所定の参加費を支払わなければなりません。事業への参加契約の解除は、原則として認められませんのでご注意ください。

3. 事業内容の変更

本会は企画の都合、その他の理由により、事前に予告なく事業内容の変更を行う場合があります。

4. 事業の中止

本会は以下の場合には事業を中止し、速やかに参加希望者に通知いたします。

- 1) 事前申込が最少実施予定人数に達しない場合
- 2) 講師や会場等の都合により、事業を中止する必要がある生じた場合
- 3) 天災事変その他不測の事態により事業の実施が困難と本会が判断した場合

事業を中止した場合の参加費は以下の通りといたします。

- 1), 2) について、すでに参加費を支払った参加希望者には、その全額を払い戻します。
- 3) については、「地震等の災害時に於ける本会行事の対応方針」に則り対応いたします。

<https://www.jsme.or.jp/organization/departement/guidance-of-management/sansho07>

5. 免責事項

- 1) 本会は、事業で提供する情報もしくは事業の参加により、参加者に生じた損害、損失、不利益等に関して一切の責任を負わないものとします。
- 2) 本会は、事業の開催会場に起因して生じた不利益について、いかなる責任も負わないものとします。
- 3) 本会は、参加希望者が事業に参加出来なかったことにより生じた損害、損失、不利益について、いかなる責任も負わないものとします。
- 4) 参加者が事業に参加することにより第三者に対して損害等を与えた場合には、参加者は自己の責任と費用において解決し、本会は一切の責任を負わないものとします。
- 5) 事業の URL、掲載情報、内容は、予告なく変更する場合があります。

6. 規約の変更・改訂

本会は、事業への参加希望者の承諾を得ることなく、本規約を変更・改訂できるものとします。

2015年12月8日 企画理事会承認

2019年12月10日 企画理事会改訂